

改正

平成26年3月28日条例第9号

令和元年7月9日条例第3号

令和3年3月26日条例第4号

萬翠荘管理条例を次のように公布する。

萬翠荘管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、萬翠荘の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 萬翠荘は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 萬翠荘の公開に関する事。
- (2) 県民の文化の振興を図るための各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関する事。
- (3) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

第3条 萬翠荘の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関する事。
- (2) 萬翠荘の利用の許可に関する事。
- (3) 萬翠荘の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関する事。
- (4) 萬翠荘の利用の促進に関する事。
- (5) 萬翠荘の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関する事。
- (6) その他知事が定める業務

(開館時間)

第4条 萬翠荘の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 萬翠荘の休館日は、月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日）とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に萬翠荘を利用させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。

（禁止行為）

第6条 萬翠荘を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

（1） 寄附の募集

（2） 爆発物その他の危険物の持込み

（3） 行商その他これに類する行為

（4） 宣伝その他これに類する行為

（5） 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置

2 前項の規定は、第8条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の当該許可に係る行為については、適用しない。

（入館の制限等）

第7条 指定管理者は、萬翠荘を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、萬翠荘への入館を禁じ、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。萬翠荘の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

（1） 前条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

（2） 萬翠荘の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。

（3） 萬翠荘の施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。

（4） 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

（利用の許可）

第8条 次に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（1） 別表に掲げる施設

（2） 指定管理者が定める附属設備及び備品

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、萬翠荘の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

第9条 指定管理者は、前条第1項各号に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。萬翠荘の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 萬翠荘の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 萬翠荘の施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。萬翠荘の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第8条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

第11条 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、萬翠荘の利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させることができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

第12条 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者が定める附属設備及び備品の利用料金の額は、実費を勘案して指定管理者が定める額とする。

3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

4 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、利用料金を減免することができる。

- (1) 県又は指定管理者が萬翠荘の目的を達成するために利用するとき。
- (2) 知事が特に必要があると認めて指示するとき。
- (3) 指定管理者が萬翠荘の施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

第14条 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めたとき。

(損害賠償等)

第15条 自己の責めに帰すべき理由により、萬翠荘の施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、萬翠荘の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際愛媛県美術館分館として教育委員会がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に教育委員会に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月28日条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 6 第8条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例別表1の規定、第21条の規定による改正後の愛媛県男女共同参画センター管理条例別表の規定、第22条の規定による改正後の愛媛県総合社

会福社会館管理条例別表第2の規定、第23条の規定による改正後のファミリーハウスあい管理条例第11条第1項の規定、第24条の規定による改正後の愛媛国際貿易センター管理条例別表第1及び別表第2の規定、第26条の規定による改正後のテクノプラザ愛媛管理条例別表第1及び別表第2の規定、第27条の規定による改正後の愛媛県生活文化センター管理条例別表の規定、第28条の規定による改正後の愛媛県県民文化会館管理条例別表の規定、第29条の規定による改正後の愛媛県武道館管理条例別表の規定、第31条の規定による改正後の愛媛県生涯学習センター管理条例別表の規定、第32条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理条例別表第1及び別表第2の規定、第33条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理条例別表第1及び別表第2の規定、第34条の規定による改正後のえひめ青少年ふれあいセンター管理条例別表の規定並びに第35条の規定による改正後の萬翠荘管理条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金で施行日以後に指定管理者がその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用に係る料金及び施行日以後の利用に係る料金で施行日前に指定管理者がその全額について収受したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月9日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第5条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、施行日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- 6 第8条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例第15条の11第2項第5号及び別表1の規定、第20条の規定による改正後の愛媛県男女共同参画センター管理条例別表の規定、第21条の規定による改正後の愛媛県総合社会福社会館管理条例別表第2の規定、第22条の規定による改正後の愛媛国際貿易センター管理条例別表第1及び別表第2の規定、第23条の規定による改正後のテクノプラザ愛媛管理条例別表第1及び別表第2の規定、第24条の規定による改正後の愛媛県生活文化センター管理条例別表の規定、第25条の規定による改正後の愛媛県県民文化会館管理条例別表の規定、第26条の規定による改正後の愛媛県武道館管理条例別表の規定、第28条の規定による改正後の愛媛県生涯学習センター管理条例別表の規定、第29条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理条例別表第1及び別表第2の規定、第30条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理条例別表第1及び別表第2の規定、第31条の規定による改正後のえひめ青少年ふれあいセ

ンター管理条例別表の規定並びに第32条の規定による改正後の萬翠荘管理条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金で施行日以後に指定管理者がその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用に係る料金及び施行日以後の利用に係る料金で施行日前に指定管理者がその全額について収受したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 第5条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、施行日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- 5 第7条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例第15条の11第2項第5号及び別表1の規定、第13条の規定による改正後のえひめこどもの城管理条例別表第1の規定、第14条の規定による改正後の愛媛県男女共同参画センター管理条例別表の規定、第15条の規定による改正後の愛媛国際貿易センター管理条例別表第1の規定、第16条の規定による改正後のテクノプラザ愛媛管理条例別表第1の規定、第17条の規定による改正後の愛媛県県民文化会館管理条例別表の規定、第18条の規定による改正後の愛媛県武道館管理条例別表の規定、第20条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理条例別表第2の規定、第21条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理条例別表第2の規定並びに第22条の規定による改正後の萬翠荘管理条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金で施行日以後に指定管理者がその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用に係る料金及び施行日以後の利用に係る料金で施行日前に指定管理者がその全額について収受したものについては、なお従前の例による。

別表（第8条、第12条関係）

区分	単位	金額
展示室	1室1日につき	5,050円

備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。

区分	金額
----	----

展示室	760円
-----	------

一部改正〔平成26年条例9号・令和元年3号・3年4号〕